

指 定 地 域 等 現 況 図

(H29. 1. 1現在)

区 分	根 拠	※	指 定 地 域 等
過疎 地 域	過疎地域自立促進特別措置法 (H12.15 号)		高松市(旧塩江町)、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町(旧綾上町)、琴平町、まんのう町
山 村 地 域	山村振興法 (S40.64 号)		高松市(旧塩江町)、観音寺市(五郷)、さぬき市(多和)、東かがわ市(小海、五名、福栄)、綾川町(柿所)、まんのう町(美合、七筒)
離 島	離島振興法 (S28.72 号)		高松市(男木島、女木島、大島)、丸亀市(本島、広島、手島、小手島、牛島)、坂出市(与島、小与島、鍋島、岩尾島)、櫃石島)、観音寺市(伊吹島、殷島)、三豊市(栗島、志々島)、土庄町(小豆島、沖ノ島)、高松市(小豆島)、小豆島町(小豆島)直島町(直島、井舟)、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏風島、家島、向島)、多度津町(佐柳島、高見島)
辺 地 地 域	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (S37.88 号)		高松市(津沢、女木、男木、貝の殿、物井川、戸石、塩江南部)、丸亀市(広島、本島)、坂出市(櫃石島、岩黒島、与島)、観音寺市(伊吹、有木、内野々、海老濱、田舎野)、さぬき市(多利)、東かがわ市(五名、水主)、三豊市(長野、栗島、糸室、宍戸)、土庄町(小部、大部、田井、琴塚、崖、見日、屋形島、馬越、笠瀬)、小馬越、瀧宮、長浜、池浦、唐櫃、宍生、小瀬、千軒、鶴原、鹿島、大谷、伊奈末、小江、黒岩、肥士山、上庄、潤崎、大木戸、土庄)、小豆島町(西村、古江、堀之内、浦、坂手、橋、岩谷、当浜、福田、吉田、安田、苗羽、草壁、中山、二生、東浦、三都、池田、瀧浦)、三木町(山南)、直島町(宮ノ浦、本村)、綾川町(柏原・新名)、猿飼、西分南部)、多度津町(佐柳島)、まんのう町(勝川、川奥、塩人、木目)
農 工 地 域	農村地域工業等導入促進法 (S46. 112 号)		観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、綾川町、多度津町、まんのう町
定住自立圏	定住自立構想推進要綱 (H20、総務事務次官通知)		瀬戸内中津定住自立圏 (丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)、H23.7.1 丸亀市市中心市宣言、H24.4.19 協定締結、H24.11.26 共生ビジョン策定)
連携中枢都市圏	地方自治法 (S22.67 号)		瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、H27.9.4 連携中枢都市宣言、H28.2.16 協約締結、H28.3.31 共生ビジョン策定)

